

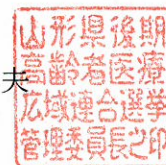
選管告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項で準用する第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び第291条の6第2項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数）は、次のとおりである。

平成25年12月2日

山形県後期高齢者医療広域連合

選挙管理委員長 細谷 伸 夫



選挙権を有する者の50分の1の数 18,990人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万から80万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数 218,682人

広域連合議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数）

| 選挙区名      | 直接請求に必要な選挙権を有する者の数 |
|-----------|--------------------|
| 第1区（村山地区） | 143,094人           |
| 第2区（最上地区） | 22,704人            |
| 第3区（置賜地区） | 60,725人            |
| 第4区（庄内地区） | 80,202人            |